一般質問

2022年9月28日

日本共産党　大橋沙織

　日本共産党の大橋沙織です。一般質問を行います。

1. 新型コロナウイルス感染症対策について

新型コロナ第７波で、県内でも全国でも感染爆発による医療ひっ迫は深刻な事態となりました。さらに年末には、第８波の到来やインフルエンザとの同時流行などが危惧されており、今後も感染拡大防止の対策は当然必要です。

県が行った介護施設などへの抗原検査キット配布は大変喜ばれていると同時に、現場からは継続を求める声も出されています。

社会福祉施設等への抗原定性検査キットの配布を継続すべきと思いますが、県の考えを伺います。

　７月以降の感染急拡大を受け、県は県内全域の入所施設に対し、２週間に一度PCR検査を行ってきました。１日の新規感染者数は、以前よりは下降傾向であるものの、クラスターを防ぐために全県での定期検査を継続すべきです。

高齢者施設等従事者へのPCR検査について、県内全域での検査を継続すべきと思いますが、県の考えを伺います。

国は入所施設で陽性者が出た場合、利用者一人あたり30万円を限度にかかりまし経費を補助していますが、現場からは「とても足りない」、「増額してほしい」との声があがっています。ところが国は、来月から半分の15万円に引き下げようとしています。

　新型コロナウイルス感染症の陽性者が高齢者施設で療養した際のかかり増し費用の追加的な補助について、来月以降も同額で継続するよう国に求めるべきと思いますが、県の考えを伺います。

県内でクラスターが発生したあるデイケア施設は、１日25人程度が利用しており、18日間の休止で500～600万円の減収だと言います。国は、通所施設が休業した場合は、利用者への電話対応分などを介護報酬に計上してよいとしていますが、利用者が１割を負担するため活用が進んでいません。

　新型コロナウイルス感染症により休業した通所介護事業所への新たな支援策を国に求めるべきと思いますが、県の考えを伺います。

　次に、障がい者がコロナ感染した場合の対応についてです。視覚障害を持つ方が陽性となり食糧支援を受けた際、物資の内容が分からず困ったとの話を伺いました。現在県では、視覚障がい者から申し出があれば、箱の中身を電話で伝える対応を始めたといいますが、物品に点字シールを貼るなどニーズに応じた支援を今後も強める必要があります。

　障がい者など配慮の必要な人が陽性者となった場合の支援を検討すべきと思いますが、県の考えを伺います。

２、避難地域の復興及び避難者支援について

　与党の第11次提言は、帰還困難区域のうち、特定復興再生拠点区域外の除染について、「帰還の意思があるかどうか確認して判断する」としていますが、住民の切なる願いは「全域除染」であり、そもそも「どこまで除染するのかわからない中では帰るかどうか判断がつかない」というのが当該地域住民の声です。

　住民の帰還意向の有無に関わらず、帰還困難区域の特定復興再生拠点区域外は全域除染を行うよう国に求めるべきと思いますが、県の考えを伺います。

復興庁は、原発事故による県外避難者のうち、連絡がつかなかった人や帰還の意思がないと回答した人など、約6600人を避難者数から除外するとしました。これに対し、避難者でつくる３団体は「帰還意思を持たなくなっても自らを避難者と自覚している。国の判断で除外されることは許されない」と復興庁に要望しました。

　県外避難者数について、帰還意思がなければ含めないとする国の集計基準を見直すよう求めるべきと思いますが、県の考えを伺います。

1. 災害対策について

　先月３日からの会津北部を中心とした大雨では、全壊１棟を含む169棟が住家被害を受けましたが、県は災害救助法の申請をしませんでした。災害救助法の適用には、被害世帯数などが要件となっており、線状降水帯による大雨や局所的な豪雨など、近年の状況に見合った適用基準へと変えていくことが必要です。

　災害救助法の適用基準を緩和するよう国に求めるべきと思いますが、県の考えを伺います。

　昨年２月の地震では、災害救助法の適用とならなかった42市町村に対し、県独自に災害救助法と同等の支援を行いました。県民は、この４年間だけでも、地震、台風、コロナなど幾重にも災害に見舞われており、さらに物価高騰などますます生活が厳しくなる中、県の支援が切実に求められています。

本年８月３日からの大雨で住家に被害を受けた世帯に対し、県として災害救助法と同等の支援を行うべきと思いますが、知事の考えを伺います。

　誰一人被災者を取り残さない支援として、鳥取県では全国初の災害ケースマネジメント条例が制定されました。地域防災計画でこれに触れている都道府県も23に広がっています。

　今年３月の地震の際、丸森町では被災者のもとを訪れ、悩みを聞き、課題を整理し、各分野の専門家と連携しながら、家の修復や健康管理など様々な支援にあたるという災害ケースマネジメントの役割が実際に発揮されたといい、国も今年度から制度化する方向です。

６月議会のわが党の代表質問に対し、災害ケースマネジメントは被災者支援における検討課題の一つとの認識は示されたものも、人員や財源の確保などの課題があり、市町村と情報交換していくとの答弁でした。

先月初旬にも大雨災害が発生し、「これだけの災害が発生している本県だからこそ防災の取り組みを強めてほしい」との要望も出されています。

災害基本条例を制定し、市町村と連携した災害ケースマネジメントに取り組むべきと思いますが、県の考えを伺います。

1. 省エネルギーの推進について

県住生活基本計画が今年度改定され、省エネ住宅改修による既存住宅の年間CO２排出削減量は2020年時点で423戸・277トン、2030年まで同規模程度以上の削減量を見込み、1000トンの削減を目標としており、その実現のためにも省エネ推進をより積極的に進めていく必要があると考えます。

本県では、2016年から戸建住宅の断熱改修費用として最大120万円を補助する「省エネルギー住宅改修補助事業」を実施しており、100戸の募集に対し倍率は毎年約３倍と好評です。この事業を活用し、住宅の断熱効果を高めることは地球温暖化対策への重要な取り組みの一つだと考えます。

福島県省エネルギー住宅改修補助事業の予算を増額すべきと思いますが、県の考えを伺います。

先月開かれた北海道・東北６県の議員研修会の温暖化対策分科会では、青森、秋田、岩手、山形の各県が、断熱など省エネ住宅改修や省エネ家電への買い替え補助を行っていると報告しました。他にも、北海道は昨年８月から「ゼロカーボン局」を設置し、部局横断型で温暖化対策に取り組む体制を作りました。山形県では、県の「カーボンニュートラル推進会議」の委員に高校生を任命するなど、専門家や各界の代表だけでない幅広い意見を出し合い、「カーボンニュートラルやまがたアクションプラン」を取りまとめたといいます。宮城県では、住民に全く説明のないまま事業者が大規模な太陽光発電を進め、様々なトラブルが続出したため、県は太陽光発電を対象とした再エネ条例を策定し、住民への事前説明等を義務化するなど、各県で温暖化対策に向けた実効的な取り組みが進んでいます。本県でも、温暖化対策の本気の取り組みが求められています。

省エネ家電への買替えに対する補助を検討すべきと思いますが、県の考えを伺います。

　再エネは、屋根への小規模太陽光発電設備の導入など、住民参加型での促進が重要です。東京都は促進のため、住宅メーカーに太陽光発電設備を義務付ける方針です。本県は、住宅用太陽光発電設備に１KW４万円、４KWで16万円を上限に補助制度を実施していますが、太陽光設置には120万円ほどかかり自己負担が大きいことがネックとなっています。実際に、県内の住宅屋根の設置率は１割未満、昨年度、当初予算では3200件を計上、補助実績は2292件と、７割程度に留まります。

　住宅用太陽光発電設備の導入について、補助金の上限額を引き上げるべきと思いますが、県の考えを伺います。

1. 公共交通対策について

　昨年度改定された県の過疎・中山間地域条例では、新たに移動・交通手段の確保に必要な措置を講ずるとの条文が設けられました。

　山間部など公共交通が不便な地域では、運転免許証を返せば生活ができなくなる、都市部に住む子どものところに引っ越すしかない、空き家が増えて地域の衰退に拍車がかかるのではと心配、などの声が聞かれます。

一方、福島市が実施している75歳以上の方へのバス・電車代無料化は大変喜ばれており、他市町村の住民から「うちの町でもやってほしい」と待ち望まれています。

また、交通手段の確保は学生など若い世代からも求められており、温暖化対策としても今後ますます必要性が高まっていきます。

　市町村が運行する乗合バス等に対する補助制度の補助率を引き上げるべきと思いますが、県の考えを伺います。

　茨城県高萩市では、昨年７月に実証事業を行い今年10月から「呼び出し型最適経路バス」を本格的に運行します。電話やアプリなどで乗り降りしたい場所を指定する仕組みで、料金は一律300円、小学生以下と市内に住む65歳以上の人は半額の150円です。市の担当者は「人口減少とともに、バスの本数が減り、ますます不便になっていく悪循環の打開策としてこの事業を始めた。買い物や散歩など、外に出るきっかけとして呼び出し型バスを使ってほしい」と話しています。

全国に誇れる健康長寿の県を目指す本県として、移動・交通手段への公的支援が必要です。

　高齢者に対するバス・鉄道の運賃補助を行うべきと思いますが、県の考えを伺います。

1. 肥料価格高騰対策及び新規就農者支援について

あらゆる物価の高騰により農家も大打撃を受けています。「肥料代がこれまでの倍の値段になって大変」、「ビニールハウス補修も資材代が高くなり厳しい」、「このままでは農業を続けられない」との声です。

今回の国の肥料価格高騰対策には、化学肥料の低減への取り組みが条件の一つとなっています。化学肥料の低減は大事な取り組みですが、物価高騰でいま苦しんでいる農家への支援にこうした条件を付けるべきではありません。

　肥料価格高騰対策事業について、要件を付けずすべての農家が対象となるよう国に求めるべきと思いますが、県の考えを伺います。

　先日、二本松市で新規就農者から現状や要望などを伺いました。「国の新規就農者支援制度の期間を延長してほしい」、「新しいことを始めたくても機械が高くて買えない」など多くの方から資金面の不安が出されたほか、「遊休農地の中でいい土地があれば紹介してほしい」、「新規就農者同士のつながりがほしい」など、様々な要望が出されました。

千葉県では「千葉県農業者総合支援センター」を設置し、県、JAなど農業関係団体から職員をワンフロアに配置し、就農者の様々な相談に対して、たらいまわしせず、その場で応えられる体制があり、宮崎県綾町でも同様の体制を持っています。

県は、新規就農者などの幅広い相談に対応する就農コーディネータを今年度から配置していますが、その体制の充実が求められています。

　新規就農希望者の相談にワンストップで対応できる体制を構築すべきと思いますが、県の考えを伺います。

　新規就農者にとって何百万円もの機械導入経費は特に負担が大きいため、リタイアした農家から中古を譲り受ける仕組みづくりの要望も出されました。国や市町村では機材導入費の補助などを実施しており、県も同様に支援すべきです。

　新規就農者への農業機械のリースや使われなくなった機械のあっせんの支援を行うべきと思いますが、県の考えを伺います。

1. 性暴力等被害者支援について

　元自衛隊員の五ノ井里奈さんが、訓練中の性暴力被害を実名で告発した勇気ある行動が波紋を広げています。実際の被害が郡山駐屯所で起こったものだったことに、私自身も大きなショックを受けました。五ノ井さんの呼びかけに応え、146人もの方から同様の被害体験が寄せられているといいます。性暴力の被害者に寄り添う相談体制の強化はまさに喫緊の課題です。

　県内では、性暴力等被害救援協力機関「SACRAふくしま」が相談を受け付けています。先日、SACRAふくしまの方と懇談した際、夜間休日の相談対応などについて要望を受けました。現在、SACRAふくしまでは24時間365日相談を受けることは難しく、夜間休日の相談は内閣府が設置している大阪府のコールセンターが対応しています。特に深夜から未明にかけての性的暴行による緊急避妊薬の服用など緊急性の高い相談に県内でも対応できる体制づくりが課題だと話していました。

　性暴力等の相談窓口であるSACRAふくしまにおいて、夜間休日の体制を充実させるべきと思いますが、県の考えを伺います。

８、生徒指導提要の改訂を踏まえた校則の見直しについて

文部科学省は先月、国の生徒指導に関する「生徒指導提要」の改定案を取りまとめました。12年ぶりとなる改訂版では、子どもの権利条約が初めて書き込まれ、発達障害や性的マイノリティーの児童生徒への対応や、この間の校則見直しを求める世論を受け、校則の運用・見直しなど、前向きな要素が増えています。

　新しい提要では校則について、「守らせることばかりにこだわらない」、「理由を説明できない校則は本当に必要か、絶えず見直す」、「子どもや保護者の意見聴取」などに言及しています。各学校で校則を決める際、この立場で積極的に見直しを進めるべきです。ある県立高校からは、「更衣室を作ってほしい」と要望も出されています。

生徒指導提要の改訂を踏まえ、児童生徒の参画の下、校則の見直しを進めるべきと思いますが、県教育委員会の考えを伺います。

　以上で質問を終わります。